

東浦町と明治安田生命保険相互会社刈谷支社との連携及び協力に
関する包括連携協定

東浦町（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社刈谷支社（以下「乙」という。）は、住民サービスの一層の向上、地域の活性化等を図り、東浦町のまちづくりに資するため、以下のとおり連携及び協力に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携及び協力による活動を推進し、住民サービスの一層の向上、地域の活性化等を図り、東浦町のまちづくりに資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、保険業法（平成7年法律第105号）上、許容される範囲内で、連携し、及び協力する。

- （1）健康づくりに関すること。
- （2）結婚、出産及び子育てに関すること。
- （3）地域資源を生かした魅力の創出に関すること。
- （4）交通が便利で安全に暮らせるまちづくりに関すること。
- （5）つながりや絆の創出に関すること。
- （6）その他地方創生に関すること。

2 乙は、連携事項の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施内容については、甲乙合意のうえ、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で決定する。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携し、及び協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求められない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して、必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承知を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和3年7月27日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20
東浦町
東浦町長 神谷明彦



乙 愛知県刈谷市大手町4-35
明治安田生命刈谷ビル4F
明治安田生命保険相互会社
刈谷支社長 土屋和哉

